

入札公告（第2回令和8年度公有財産売却）

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月3日

宮城県栗原市長 佐藤 智

1 一般競争入札に付する物件

以下の物品を個別に入札に付し、各々売り払う。

物件番号1 ドローン DJI Phantom4 PRO V2.0セット

物件名称・数量等			予定価格	入札 保証金
ドローン DJI Phantom4 PRO V2.0セット			50,000 円	5,000 円
品名	規格・品質等	数量		
DJI Phantom4 PRO V2.0	WM3 3 1 S	1 台		
プロポーションナルコントローラー	GL 3 0 0 L	1 台		
バッテリー	PH4-5870mAh-15.2V	7 個		
クイックリリースプロペラ	P 4 P R R	1 4 枚		
バッテリー充電用ハブ	P 4 B C H	2 台		
プロペラガード	P 4 P P G	1 セット		
プロペラガード	P 4 P A P G	2 セット		

物件番号2 トヨタランドクルーザー（消防車）

登録	排気量	走行距離 (2026年5月末時点)	予定価格	入札 保証金
1987年（昭和62年） 9月	3.95L	28,491km	500,000円	50,000円

2 入札方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）を利用し入札を行う。

入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドライン及び売却システムに係る規約（ガイドラインを含む。）に従って行う。

3 参加資格に関する事項

次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる方
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者と、社会的に非難されるような関係を有しており、暴力団及び暴力団員の依頼を受けて入札に参加及び応募しようとする方
- (3) 暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃借しようとする方（不動産の場合のみ）
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれら団体に属していると認められる方
- (5) 日本語を完全に理解できない方
- (6) 栗原市が定めるガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定める KSI 官公庁オークションに関連する利用規約、各種ガイドラインの内容を承諾せず、順守することができない方
- (7) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格など有していない方

4 入札参加申込について

- (1) 入札参加希望者は、あらかじめ公有財産売却システムにて仮参加申込手続きを行った後、次の書類を提出すること。
 - ・公有財産売却一般競争入札参加申込書
 - ・誓約書
 - ・住民票抄本（法人の場合は登記事項証明書）
 - ・印鑑登録証明書
 - ・本人確認書類等
- (2) 書類の提出期間（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）
令和8年9月9日（水）午後1時から令和8年10月5日（月）午後2時まで
（閉庁日を除く。）
- (3) 提出場所 栗原市役所 総務部管財課財産係
〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

5 契約条項を示す場所及び期間

入札説明書（栗原市インターネット公有財産売却ガイドライン）を交付する場所及び期間

- (1) 場所 栗原市役所 総務部管財課財産係
栗原市ホームページ（<http://www.kuriharacity.jp/>）及び売却システム上

- (2) 期間 令和8年9月9日（水）午後1時から令和8年10月5日（月）午後2時まで
（閉庁日を除く。）

※ホームページ上は、期間終了まで閲覧できます。

6 現地説明会

現地説明会は開催しませんが、売却物件を直接確認したい場合は、担当窓口までEメールで申込み願います。

7 一般競争入札等の場所及び期間

- (1) 場所 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システム上
(2) 期間 令和8年10月13日（火）午後1時から
令和8年10月21日（水）午後1時まで
(3) 開札 令和8年10月21日（水）午後1時以降

8 入札の方法

- (1) 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システム上で入札価格を登録する。
なお、この登録は一度しか行うことができない。
(2) 入札書の送付又は持参による提出は認めない。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のないものがした入札
(2) 入札価格が最低落札価格未満の額の入札
(3) 入札に関し、不正な行為を行ったものがした入札
(4) その他入札に関する法律に違反した入札

10 落札者の決定方法

入札期間終了後、栗原市は開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において、有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高の価格で入札した者を落札者とする。

ただし、当該最高の価格をもって入札した者が2人以上あるときは、くじ引き（自動抽選）により落札者を決定する。

11 契約に関する事項

(1) 契約の締結

落札者が決定後、栗原市より契約書を2通送付し、落札者は送付された契約書に必要事項を記入・押印のうえ、市町村が発行する身分証明書（落札者が個人の場合のみ）と併せて栗原市に郵送すること。

なお、落札者が、令和8年10月30日（金）午後5時までに契約を締結しないときは、その落札を無効とし、入札保証金は栗原市に帰属する。

(2) 契約保証金

契約保証金の額は入札保証金の額と同額とし、落札者が納付した入札保証金を契約保証金に充当することができる。また、契約保証金は、売払い代金の一部に充てることができるものとするが充当するまでの間、利息は付さないものとする。

(3) 契約の解除

契約に定める義務に違反したとき、栗原市が定める一般競争入札に参加するために必要な資格又は契約締結に必要な資格がないことが判明したときは契約を解除することがある。

(4) 売払代金の納入

契約を締結した者は、令和8年11月4日（水）午後2時30分までに、栗原市が指定した口座に当該契約に係る売払代金を納入しなければならない。

(5) 売払物件の引渡し

売払物件は、落札者が売払代金の支払いが完了し、栗原市から落札者に所有権が移転したときに、現状のまま引渡しを行うものとする。

12 その他

- (1) 売却物件は、経年劣化、キズ等もあるので、十分理解した上で入札すること。また、栗原市は瑕疵担保責任を負わないこととする。
- (2) 引渡しに関する費用や登録費用はすべて落札者の負担とする。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

栗原市役所 総務部管財課財産係

宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

電話番号 0228-22-1116（内線252・254）

Eメール kanzai@kuriharacity.jp